

肝臓機能障害の診断書・意見書認定基準等の改正について

平成28年4月1日から肝臓機能障害の身体障害認定基準が変わりました。

また、これに伴い診断書・意見書の様式も変更になります。

「現行の認定基準（Child-Pugh 分類「C」）は厳しすぎ、分類「B」の患者であっても、日常生活の制限が長期間続いている実態がある」との患者団体からの意見を踏まえ、医学的見地から検討を行い、平成28年4月から認定基準を見直すこととしました。

平成28年4月1日以降は新たな基準での診断書・意見書の記載をお願いします。

見直しの概要

〔認定対象の拡大〕

- Child-Pugh（チャイルド・ピュー）分類C ⇒ 分類Bに拡大
国際的な肝臓機能障害の重症度分類である Child-Pugh 分類の3段階（A・B・C）のうち、これまで認定基準の対象とされてきた分類C（10点以上）に加えて、分類B（7点以上）を対象とする。

〔1級・2級の要件の緩和〕

- 日常生活の制限にかかる指標の見直し

血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点



肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上

〔再認定の導入〕

- 1年以上5年以内に再認定（Child-Pugh 分類Bの場合）

【千葉市の指定医 問い合わせ先】

○各保健福祉センター高齡障害支援課

中央 ☎221-2152 稲毛 ☎284-6140

花見川 ☎275-6462 若葉 ☎233-8154 緑 ☎292-8150

美浜 ☎270-3154

○障害者自立支援課 ☎245-5173

○障害者相談センター ☎209-8823